

八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について

1 報告趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)の改定に伴い、国及び都の行動計画が抜本的に見直された。これを受け、平成26年(2014年)3月に策定した「八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「行動計画」という。)」についても、同法第8条に基づき改定を行うため、素案を取りまとめたことから、その内容について報告する。

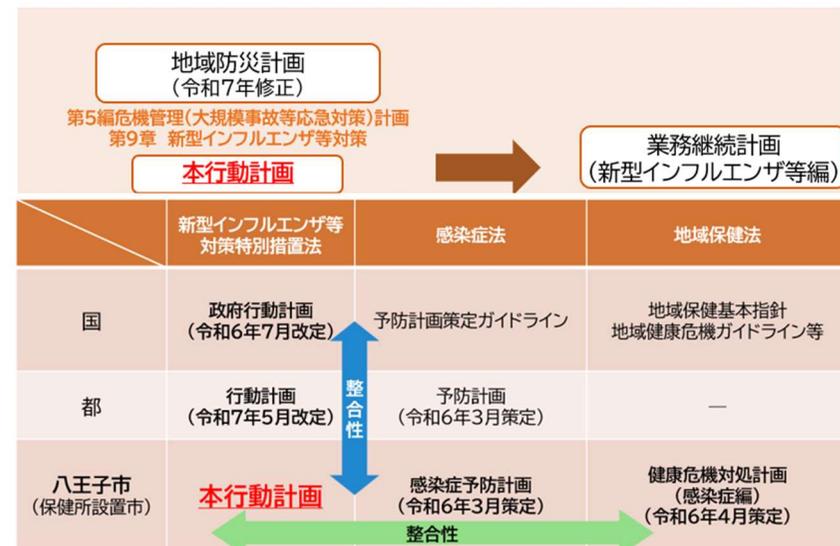
2 報告内容

(1) 計画の概要

ア 計画の位置づけ

特措法第8条に基づき、国及び都の行動計画と整合を図るとともに、保健所設置市として策定している「感染症予防計画」及び「健康危機対処計画」との整合性を確保し、感染症危機に対する平時の備えと有事の対策を行うため策定するものである。

なお、地域防災計画では、新型インフルエンザ等のパンデミックに備えた応急対策を定めており、感染症まん延時の業務体制を確保するため、行動計画の改定後に業務継続計画の見直しを行う。



イ 主な変更点

(ア) 計画の構成

3部構成とし、第1部では「計画の基本的な考え方」、第2部では「発生段階に応じた取組」、第3部では「市における危機管理体制」等を定めている。

(イ) 発生段階の考え方（第2部）

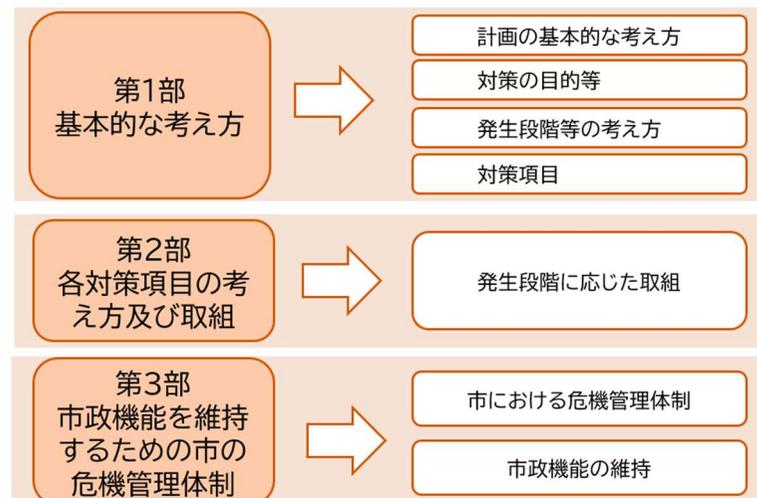
従来の6期のフェーズを3期（準備期・初動期・対応期）に再整理し、特に準備期の取組を充実させている。

(ウ) 対策項目の拡充（第2部）

対策項目を8項目から13項目へ拡充し、内容を整理・充実させ、実務に即した構成に見直している。

(エ) 危機管理体制の見直し（第2部・第3部）

感染状況に応じて段階的に体制を強化し、迅速かつ総合的に対応可能な危機管理体制を構築する。



(2) 計画の素案及び概要版

別紙1 「八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」

別紙2 「八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）概要版」

(3) パブリックコメント手続の実施

ア 期間 令和8年（2026年）2月16日（月）から令和8年（2026年）3月16日（月）まで

イ 周知方法 広報はちおうじ2月15日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所 保健所5階 健康づくり推進課、市政資料室、各図書館、市民部各事業所、各市民センター

エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、健康づくり推進課窓口への提出

(4) 今後のスケジュール 令和8年（2026年）3月末 計画公表